

令和3年10月8日

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に  
基づく警戒度及び要請について（依頼）

群馬県において令和3年10月5日（火）に開催された第63回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（10月8日（金）以降）の実施が決定しました。

このガイドラインに基づき県民及び事業者の皆様に対し要請が行われますので、添付文書をご確認のうえ、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

－ 前回（10月1日（金）以降）要請からの変更点－

（1）ガイドライン警戒度の変更

警戒度「3」：35市町村

（2）外出・県外移動について

- ・ 3密となるリスクが高く、感染防止対策がとられていない場所への外出は自粛
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、感染対策を徹底の上、慎重に判断
- ・ 直近1週間の感染者数が人口10万人当たり10人以上の都道府県（関東地方では5人以上の都県）への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にする

（10/8～：茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、大阪府、兵庫県、沖縄県）

※ 詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（10月8日（金）以降）』を御確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会  
TEL 027-252-1666  
FAX 027-252-1993